

萩市立佐々並小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年1月策定

平成30年4月改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。けんかやふざけあい（いわゆる「いじり」）についても背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省）

上記の定義等のもと、全ての職員が「いじめとは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。また、「いじめ」だけではなく、いわゆる「いじり」についても「いじめ」と同様の行為の場合もあることを考え適切に対応する。また、近年では、インターネットを利用したいじめ問題も深刻化している状況を踏まえ、インターネット上の「いじめ」は、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを念頭に置いて対応する。

2 いじめを未然防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく必要がある。そのために、次の点について組織な取組を行う。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。

- ① あいさつ運動・いじめ撲滅スローガン唱和
 - ・ いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

- ② アンケート・教育相談

- ・ 毎週木曜日に「生活アンケート」を実施して子どもの思いを知る機会とする。
- ・ 每学期教育相談週間を設けて、全教職員で実施し、児童の様子を共通理解する。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育を推進する。

- ・ 異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動・クラブ活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主活動の工夫

- ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
 - ・ 学級活動や佐小タイムでソーシャルスキルトレーニング（ＡＦＰＹ・月頭朝会での話し合い活動）を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。
- ③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
 - ・ 年間カリキュラムに項目や内容を明示し、見直しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ④ 人とつながる喜びを味わう体験活動
 - ・ 友達や地域の方々と楽しさやうれしさが実感できる体験活動を通して、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。
- ⑤ 学習アンケート
 - ・ 児童の実態を把握し、児童が分かる喜びを感じることができる授業づくりに取り組む。

3 いじめの早期発見の向けての取組

いじめの早期発見のために、以下のような手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には職朝・終礼、職員会議等の場において気付いたことを共有し、全教職員の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合に、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談等で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活アンケート」を毎週木曜日に行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ 年3回の「心のアンケート」により、実践的な態度を養う道徳教育を推し進める。

【いじめ未然防止・早期発見に関する年間計画】

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の改訂、職員への周知徹底 ・今年度達成目標の策定、教育相談計画の立案 ・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日） ・いじめ問題に係る職員研修① 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権参観日で、人権に関する授業公開（道徳） ・第2回教育相談の実施と情報共有、ＳＣによる受指導 ・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回教育相談の実施と情報共有、ＳＣによる受指導 ・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日） 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日）

6 月	・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日）	12 月	・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日） ・いじめ問題に係る職員研修③ ・いじめ対策委員会（2学期の取組の反省と、3学期の目標の設定）
7 月	・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日） ・いじめ対策委員会（1学期の取組の反省と、2学期の目標の設定）	1 月	・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日）
8 月	・いじめ問題に係る職員研修②	2 月	・第3回教育相談の実施と情報共有、S Cによる受 指導 ・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日）
9 月	・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日）	3 月	・生活アンケートの実施と情報共有（毎週木曜日） ・いじめ対策委員会（1年間の反省と、次年度への 引継ぎ）

4 いじめの早期解決に向けての取組

(1) 学校における取組

いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見した時には、学級担任だけが抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 被害児童のケアは、スクールカウンセラーやその他の関係機関などと連携し、当該児童の心に寄り添えるようにする。
- ④ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ⑤ 必要に応じて、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑥ いじめられている児童の心のケアを行うために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ③ いじめが確定した時点で、速やかに教育委員会に報告する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。

5 いじめの解消の定義の明確化

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

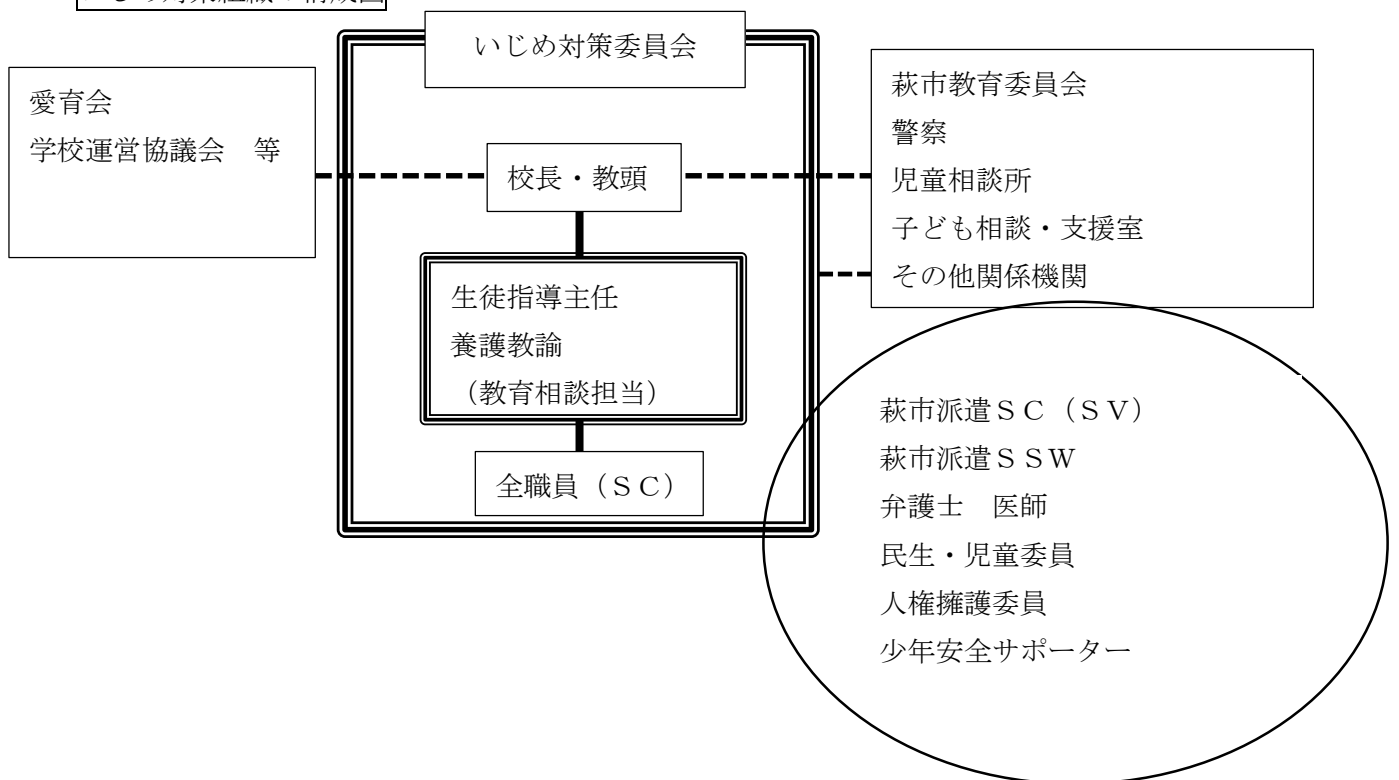
(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3ヶ月を目安）において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 いじめ問題に対応するための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、定期的、又は不定期にいじめ対策委員会を開催する。いじめ対策委員会は、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、当該学級担任、SC及び全教職員による。なお、緊急を要する事案が発生した場合は、速やかにいじめ対策委員会を開き、家庭や地域、関係機関と連携を密にして対処する。

いじめ対策組織の構成図



7 平成30年度いじめ防止のための達成目標

本校児童の課題（平成29年度児童質問紙、学校評価アンケートから）

- ・一般的には好感が持たれるが、最初の内は言葉遣いも良いが時間が経ち慣れてくると言葉が雑になる子どももいると感じる。
- ・少人数で大人の目が届きすぎるのか、「もっと自発的に・一人でも」という観点から、意欲に欠ける面が見られる。それが学習面にも出てはいないだろうか。
- ・「学校が楽しい」と感じる児童の割合が高学年になるほど低下する。
- ・勉強が難しいと感じている児童の割合が高学年になるほど増える。
- ・明るい挨拶は、できるときとできないときがある。
- ・学校行事等での挨拶は元気よくできているが、日常道で会ってもこちらが先に声をかけ挨拶すると挨拶はするが、あまり自分からしようとしなない。



課題から考える目指す子ども像

- ・親しい間柄でも礼儀正しい言葉遣いができる子ども
- ・「学校が楽しい」と感じる子ども
- ・「勉強が楽しい」と感じる子ども
- ・自発的に行動できる子ども
- ・大きな声で発表できる子ども
- ・いつでも、どこでも明るい挨拶ができる子ども



平成30年度達成目標

○いじめ防止の環境づくりに係る取組

学校評価アンケート（児童）で「学校が楽しい」と答える児童の割合を90%以上にする。

○早期発見・早期対応の取組の確実な実行

いじめ対策委員会を確実に実施し、職員間の共通理解を指導に生かす。

○定期的・必要に応じたアンケート

生活アンケートの内容を見直し、児童の実態に応じた内容に改善する。

○個人面談・保護者面談の実施

学期に1回以上、児童、保護者と面談を実施する。

○校内研修の実施等

いじめ問題に関する職員研修を年3回以上行う。